

# 会社分割に関する事前備置書類

メディカル・データ・ビジョン株式会社

株式会社カルテ庫

## 会社分割に係る事前備置書類

第1 吸収分割契約書	1
第2 対価の定め及び相当性	7
第3 剰余金の配当等	7
第4 新株予約権	7
第5 計算書類等	8
第6 債務の履行見込み	9
第7 MDV の計算書類等	10

2025年12月26日

メディカル・データ・ビジョン株式会社（以下「MDV」といいます。）が吸収分割会社となり、株式会社カルテ庫（以下「カルテ庫」といいます。）が吸収分割承継会社となる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うに際して、会社法第782条第1項及びに会社法第794条第1項に基づき開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

東京都千代田区神田美土代町7番地  
メディカル・データ・ビジョン株式会社  
代表取締役 岩崎 博之

東京都千代田区神田美土代町7番地  
株式会社カルテ庫  
代表取締役 岩崎 博之

## 第1 吸収分割契約書

### 吸收分割契約書

メディカル・データ・ビジョン株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社カルテ庫（以下「乙」という。）は、甲が営むカルテコ事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本分割」という。）について、2025年12月19日付で、次のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸收分割）

甲は、本分割により、本事業に関する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

#### 第2条（商号及び住所）

本分割に係る吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

##### (1) 吸收分割会社

商号：メディカル・データ・ビジョン株式会社  
住所：東京都千代田区神田美土代町7番地

##### (2) 吸收分割承継会社

商号：株式会社カルテ庫  
住所：東京都千代田区神田美土代町7番地

#### 第3条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年2月5日とする。ただし、本分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第4条（承継する権利義務に関する事項）

- 乙は、効力発生日をもって、別紙「承継権利義務明細」記載の資産、負債、契約その他の権利義務を、甲から承継する。
- 前項の規定により乙が甲から承継する債務については、全て免責的債務引受の方法によりこれを承継する。当該承継される債務について、会社法第759条第2項に基づき分割会社が履行その他の負担をしたときは、分割会社は承継会社に対してその負担の全額について求償することができる。

#### 第5条（本分割に際して乙が甲に交付する金銭等）

乙は、本分割に際して、甲に対し一切の対価を交付しない。

## **第6条（資本金及び準備金の額に関する事項）**

本分割により乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

## **第7条（株主総会の承認）**

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約につき同法第783条第1項に定める株主総会決議による承認を受けることなく、本分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会決議による承認を受けることなく、本分割を行うものとする。

## **第8条（競業避止義務）**

甲は、乙に対して、本事業に関する競業避止義務を負わない。

## **第9条（協議事項）**

本契約に定めのない事項その他本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は、誠実に協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各1通を保有する。

2025年12月19日

甲： 東京都千代田区神田美土代町7番地  
メディカル・データ・ビジョン株式会社  
専務取締役 浅見 修二 印

乙： 東京都千代田区神田美土代町7番地  
株式会社カルテ庫  
代表取締役 岩崎 博之 印

## 承継権利義務明細

本分割により、効力発生日をもって、承継会社が分割会社から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、以下に定める権利義務のうち、効力発生日において有効に存在し、本事業のみに属するものとして分割会社が有する権利義務とする。

なお、承継する資産及び負債については、2025年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. アプリ会員等に係る契約上の権利義務

- ・ カルテコユーザーとの利用契約上の地位及びこれらに付随する権利義務
- ・ 「カルテコ workwell」利用許諾契約上の地位及びこれらに付随する権利義務

### 2. プログラム類

- (1) 以下に掲げるプログラム類を含むカルテコサービスを構築している一連の稼働システム  
(カルテコ以外の分割会社のサービスの運用基盤を構成している又は分割会社の他のサービスにも利用されているプログラム、データベース等(分割会社の他のサービスの提供のためにデータ連携のみしているものを除く。を除く。)
  - ① 利用者向け端末用アプリ
  - ② カルテコ (web サーバー・システム)
  - ③ カルテコ API
  - ④ workwell API
  - ⑤ ユーザー管理 API
  - ⑥ データ取込システム
  - ⑦ データベース・プログラム (カルテコ)
  - ⑧ データベース・プログラム (workwell)
  - ⑨ データベース・プログラム (Web サーバ)
- (2) カルテコ及びカルテコ workwell のデータベースに格納されたデータ類 (サービスに係る顧客情報を含む。)
- (3) 前各号に関して分割会社が保有する著作権 (著作権法 27 条及び 28 条に定める権利を含む。)、技術、ノウハウ (プログラム類に関するソースコードを含む。)

### 3. 知的財産権

- (1) 末尾に掲げる商標権及び出願中の商標に係る出願者の地位
- (2) 末尾に掲げる特許権及び出願中の特許に係る出願者の地位
- (3) 末尾に掲げるに掲げるドメイン・ネーム

### 4. その他の資産負債

- (1) 資産
  - ・ 株式会社センシングの株式 (60,119 株)

- ・ 2023年2月3日発行の株式会社センシング第2回新株予約権（2,500個）

(2) 負債

- ・ 本事業に関する不法行為債務その他の偶発債務又は簿外債務（但し、当該債務の原因事実の発生時期は効力発生日前のものに限る。）

5. 契約上の地位

- (1) カルテコ及びカルテコ workwell サービスを運用している AWS サービスに関する利用契約上の地位及びこれらに付随する権利義務
- (2) 末尾に掲げる各契約に基づく契約上の地位及びこれらに付随する権利義務

6. 労働契約上の権利義務

該当なし

7. 除外対象

上記にかかわらず、以下に掲げる資産及び負債並びに契約上の地位等については、本事業に属するか否かを問わず、本分割によつても承継会社に承継されない。

- (1) カルテコ及びカルテコ workwell サービス以外の分割会社のサービスに利用されているものの（CADA-BOX、診療情報ストレージなどのプログラム類を含むが、これらに限られない。）
- (2) 上記のほか、カルテコ及びカルテコ workwell サービス以外の分割会社のサービスの運用基盤を構成している各種サービスの利用契約
- (3) カルテコ及びカルテコ workwell サービス以外の分割会社のサービスにも利用されているプログラム、データベース等
- (4) 分割会社のサービス（「CADA-BOX」及び「データプラットフォームサービス」を含むが、これらに限られない。）に関して、医療機関等を顧客として締結された各契約（カルテコ及びカルテコ workwell サービス又はこれに関連するサービスを含むか否かを問わない。）
- (5) 上記のほか、分割会社及びそのグループ会社における事業（カルテコ及びカルテコ workwell サービスを除く）に利用されている、分割会社の有する一切の資産、負債、雇用契約その他の権利義務

<商標権等>

国／地域	商標登録番号等	種別	商標等
日本	第 5825475 号	文字	カルテコ
日本	第 6733259 号	キャラ	かるる
日本	第 6733260 号	文字	かるる
日本	第 6867156 号	文字	カルテコ workwell
日本	第 6862317 号	文字	Karteco
日本	第 6557491 号	文字	健康通信簿
オーストラリア	国際登録番号 1817699	文字	Karteco
英國	国際登録番号 1817699	文字	Karteco
台湾	台湾出願番号 113060339	文字	Karteco
米国	国際登録番号 1817699	文字	Karteco
カナダ	国際登録番号 1817699 (Application number 2357810)	文字	Karteco (審査中)

<特許権等>

出願番号	名称	ステータス	共同出願者／特許権者
特願 2024-146604	推定装置、推定システム、及びプログラム	未審査	パスカル・ユニバース株式会社、株式会社センシング
特願 2023-191667	推定装置、推定システム、及びプログラム	未審査	株式会社センシング
特許 第 7385873 号	シミュレーションシステム及びプログラム	登録	株式会社 X e n l o n

<ドメイン・ネーム>

サービス・ブランド	ドメイン・ネーム
カルテコ	「karteco.jp」「karteco.net」
カルテコ workwell	「karteco-workwell.jp」「karteco-workwell.com」「karteco-workwell.net」

<契約上の地位>

契約名	相手方	締結日
資本業務提携契約 (付隨する関連契約を含む。)	株式会社センシング	2022年10月24日
共同事業契約	株式会社センシング	2024年4月1日
SDK ライセンス契約	株式会社センシング	2023年1月16日
共同特許出願契約	株式会社センシング	2023年8月31日
システム譲渡契約	株式会社センシング	2025年2月25日
顧問契約	倉恒健康コンサルティング 株式会社センシング	2024年12月24日
医療監修に関する覚書	パスカル・ユニバース株式会社 株式会社センシング	2025年4月17日
共同事業契約 (付隨する関連契約を含む。)	パスカル・ユニバース株式会社 株式会社センシング	2023年2月1日
A I 予測分野における協業契約	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	2023年12月26日
AppsFlyer 利用契約	AppsFlyer LTD	2023年6月1日
業務委託基本契約 (付隨する個別契約等を含む。)	GMO TECH 株式会社	2024年4月1日
JAPAN AI サービス利用契約	JAPAN AI 株式会社	2025年2月25日
紹介業務委託基本契約 (付隨する個別契約等を含む。)	MP アグロ株式会社	2023年10月2日
業務委託基本契約 (付隨する個別契約等を含む。)	SMN 株式会社	2024年12月9日
広告取引基本契約 (付隨する個別契約等を含む。)	株式会社日本経済社	2024年3月28日
インサイドセールス構築プロジェクト業務委託契約	UNITE 株式会社	2025年6月10日

## **第2 対価の定め及び相当性**

カルテ庫は、MDV の完全子会社であるため、本分割に際して、MDV に対して株式その他金銭等の交付を行わないこととしておりますが、カルテ庫は、MDV の完全子会社であることから、相当であると判断しております。

## **第3 剰余金の配当等**

該当事項はありません。

## **第4 新株予約権**

該当事項はありません。

## 第5 計算書類等

### 1. MDV の最終事業年度に係る計算書類等

MDV の最終事業年度に係る計算書類等については、末尾の添付書類をご参照ください。

### 2. カルテ庫の成立の日における貸借対照表

2025 年 12 月 17 日(成立日)現在

(単位 : 千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,000	流動負債	0
現預金	1,000	固定負債	0
固定資産	0	負債合計	0
有形固定資産	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	資本金	1,000
資産合計	1,000	純資産合計	1,000
		負債及び純資産合計	1,000

### 3. MDV の最終事業年度の末日後に生じた重要な事項

該当事項はありません。

### 4. カルテ庫の成立の日後に生じた重要な事項

該当事項はありません。

## 第6 債務の履行見込み

### 1. MDV の債務の履行の見込みに関する事項

本分割後の MDV の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本分割後の MDV の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、MDV の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本分割後における MDV の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

### 2. カルテ庫の債務の履行の見込みに関する事項

本分割後のカルテ庫の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本分割後のカルテ庫の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、カルテ庫の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本分割後におけるカルテ庫の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

第7 MDV の計算書類等

# 事業報告

(自 2024年1月1日)  
(至 2024年12月31日)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、「生活者が生涯を通じて自身の医療・健康情報を把握できる社会」および「それらの情報をもとに、自身で医療・健康分野のサービスを選択できる社会」の実現をビジョンとして定義しております。当社グループは、主にデータネットワークサービスとデータ利活用サービス、その他サービスの3つのサービス区分で事業を展開しており、高いセキュリティ環境の下、膨大な医療・健康に係るデータを蓄積し、それを有効活用することが、医療の質向上、ひいては患者や生活者へのメリット創出につながると考えております。

データネットワークサービスは、情報の発生元の一つである医療機関にクラウド型アプリケーションの「MDV Act」をはじめとする各種経営支援システムを提供すると同時に、医療機関及び患者から二次利用の許諾・同意を得たうえで医療・健康情報を収集・蓄積するものであります。これに加え、クラウド型健診システムの「アルファ・サルース」の拡販や2023年11月に全面リニューアルしたPHRシステムの「カルテコ」の普及に努めており、収益基盤の強化や各種サービスを通じた新たな医療データの集積を図っております。データ利活用サービスは、当社グループがデータネットワークサービスを通じて収集・蓄積した大規模診療データベース「さくらDB」を中心とする医療・健康情報を活用したサービスであります。主に製薬会社、研究機関などに対して、WEB分析ツールである「MDV analyzer」や、各種分析データ等を「アドホック調査サービス」として提供しております。その他サービスは、子会社である株式会社Doctorbookが扱う医療動画配信サービスなどで構成されております。引き続き、当社が培ってきたノウハウやアライアンス活動を通じた新たな収益の柱を創出すべく、事業を推進してまいります。

当連結会計年度においては、2022年11月に発表した中期経営計画の2カ年目となりました。中期経営計画達成に向けての2つのテーマであるデータ獲得基盤の強化とオープンアライアンス戦略を事業活動の軸とし、医療機関向けサービスである「MDV Act」と「アルファ・サルース」、2023年11月に全面リニューアルをしたPHRシステムの「カルテコ」の3サービスの拡販による売上成長と、データ利活用サービスの飛躍的な事業成長に向けた新たな医療・健康情報の収集・蓄積を目指しそれぞれの事業を推進してまいりました。

「MDV Act」については新規導入が堅調に推移し顧客数を着実に積み上げることができました。「アルファ・サルース」についてはプログラムに関する不具合の改修に時間を要したこともあり新規導入に対しての当初計画の遅延が発生ましたが、2024年10月より導入を再開し、導入体制の強化も合わせて進めております。「カルテコ」についてはAI予測分析ツールを用いた疾患発症リスク予測機能や、非接触型生体情報取得技術を活用したねこセンシング機能などのコンテンツ拡充を図りました。また、これらの注力サービスに加え、企業向けの従業員メンタルヘルス対策ソリューションである「カルテコ workwell」、医療機関向けの電子カルテや医事会計システムなどのデータ一元管理サービスである「MDV Act Link」をそれぞれリリースいたしました。

データ利活用サービスについては、営業人員減少の影響により売上高を伸ばすことができませんでしたが、人員増強と戦力化は進んでおり、成長に向けた営業体制の構築は完了しております。

当連結会計年度において、人員とサービスに関する問題を解消し、事業拡大に向けた準備は整いましたので、2025年12月期の通期連結業績予想の達成に向けて事業に取り組んでまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,906,958千円（前期比8.0%減）、売上総利益は4,331,384千円（前期比13.9%減）、販売費及び一般管理費は4,327,619千円（前期比32.7%増）、営業利益は3,765千円（前期比99.8%減）、経常損失は509,609千円（前期は1,700,418

千円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純損失は 791,169 千円(前期は 979,125 千円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

#### サービス別売上高

区分	第 21 期 (2023 年 12 月期) (前連結会計年度)		第 22 期 (2024 年 12 月期) (当連結会計年度)		前連結会計 年度比増減	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	前期比 (%)
データネットワーク サービス	1,462,937	22.8	1,222,663	20.7	△240,274	△16.4
データ利活用 サービス	4,434,644	69.1	4,168,506	70.6	△266,137	△6.0
その他サービス	521,444	8.1	515,788	8.7	△5,656	△1.1
合計	6,419,026	100.0	5,906,958	100.0	△512,068	△8.0

(注) その他サービスについては、当社の子会社である株式会社 Doctorbook が扱う医療動画配信サービスなどで構成されています。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は 129,805 千円であります。

その主なものは、社内用の設備投資 126,359 千円、事業用のハードウェア関連投資 3,445 千円によるものです。

#### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

#### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2024 年 4 月 8 日開催の取締役会において、当社を存続会社として、当社の完全子会社である株式会社システムビィ・アルファを吸収合併することを決議し、2024 年 7 月 1 日付で吸収合併いたしました。

#### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第19期 (2021年12月期)	第20期 (2022年12月期)	第21期 (2023年12月期)	第22期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	5,672,300	6,104,599	6,419,026	5,906,958
経常利益又は(△) 経常損失(千円)	1,592,990	1,750,949	1,700,418	△509,609
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△)(千円)	1,087,267	870,509	979,125	△791,169
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純(円) 損失(△)	27.74	22.77	25.63	△20.73
総資産(千円)	5,534,706	4,897,377	6,221,216	4,749,108
純資産(千円)	4,205,858	3,606,287	4,317,074	3,154,541
1株当たり純資産額(円)	106.69	92.04	111.21	81.71

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第19期 (2021年12月期)	第20期 (2022年12月期)	第21期 (2023年12月期)	第22期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	4,695,667	5,093,863	5,569,526	5,215,306
経常利益(千円)	1,521,898	1,730,025	1,894,625	184,630
当期純利益(千円) 又は当期純損失(△)	1,048,747	831,832	1,002,544	△822,394
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純(円) 損失(△)	26.76	21.76	26.25	△21.55
総資産(千円)	5,342,668	4,579,990	5,967,390	4,481,764
純資産(千円)	4,264,461	3,509,603	4,268,637	3,084,536
1株当たり純資産額(円)	109.46	91.88	111.66	81.35

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第20期の期首から適用しており、第20期以降に係る財産及び損益については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
C A D A 株 式 会 社	20,000 千円	100.0%	医療費決済サービス
株式会社 Doctor book	239,046 千円	74.2%	医療分野に特化した会員型医療動画配信サービス
メディカルドメイン株式会社	10,000 千円	100.0%	医療系システムの開発・販売
株式会社 AIR BIOS	20,000 千円	76.9%	新規治療、医療サービスの開発

(注) 2024年7月1日付で当社を存続会社、株式会社システムビィー・アルファを消滅会社とする吸收合併をしております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは創業以来、蓄積された医療・健康情報を有効利用し、今以上の医療の質の向上、ひいては生活者メリットの創出を目指し事業に取り組んでおります。

医療データ利活用のパイオニアである当社グループは、現段階において既に、『信頼関係の上に構築された日本全国の病院との顧客基盤』に支えられた、『日本最大級である5,000万人超の診療データベース』を保有し、またそのデータを利用した『医療ビッグデータ構築・利活用のためのノウハウ』を保有しております。

また株式会社ディー・エヌ・エー、日本システム技術株式会社とのアライアンスにより強化をした保険者データベースも2,300万人超となり、こちらも日本最大級のデータベースとなりました。

当社グループのさらなる成長のため、医療・健康情報の利活用拡大やB2Cビジネスの拡大を目指すため、以下に記載した取り組みを当面の課題と考えております。

##### ① 大規模診療データベース「さくらDB」の拡充及びリアルタイム性の向上

当社グループは、日本最大級である5,000万人超の診療データベースを保有しておりますが、今後、新規ビジネスを飛躍的に拡大していくためには、大規模診療データベース「さくらDB」を拡充し、リアルタイム性を向上させることが必要であると考えております。今後も引き続き、『カルテコ』を中心としたPHR関連サービスの開発・展開』、『医療・健康分野における新サービスの開発・展開』を積極的に進めていくことにより、さらなるリアルタイム診療データベースの規模拡大を進めてまいります。併せて、医療機関だけでなく様々な機関と連携することで情報ソースを多様化し、大規模診療データベース「さくらDB」の拡充を図ってまいります。

##### ② 医療・健康データの一元化

さらなる医療・健康情報の利活用のためには、医療・健康に関わる様々なデータを、患者を中心として一元化することが必要であると考えております。そのために、急性期病院を中心とした診療データはもちろんのこと、健康診断データ、診療所（クリニック）の診療データ、院外薬局データ、介護データなど、画像や日々のバイタルデータも含めたこれら各種データを連携し、蓄積してまいります。同時に、膨大な医療ビッグデータを、高いセキュリティ環境の下、統合的に保管・運用できるデータベース運用環境の整備を進めてまいります。

##### ③ 新規事業の推進

事業成長を継続・加速化していく上では、当社グループの強みを最大限活用した新規事業の積極的な推進が必須であると考えております。『データベースの拡充にあわせたデータ利活用サービス』、『B2Cサービス』、『海外事業』等の成長ポテンシャルが高いと考えられるビジネス領域において、新規事業を積極的に推進してまいります。

##### ④ M&A及びアライアンスの積極的推進と最新情報処理技術の活用

先に記載した、①大規模診療データベース「さくらDB」の拡充及びリアルタイム性の向上、②医療・健康データの一元化、③新規事業の推進をドラスティックに進めていくためには、各種アライアンスによりそのスピードを上げていく必要があると考えており、M&A及びアライアンス戦略の立案・実行を積極的に推進し、AIをはじめとした最新情報処理技術の活用も進めてまいります。

##### ⑤ 優秀な人材の確保と育成

当社グループが持続的に成長していくには、多様なバックグラウンドを持つ人材による豊かな発想と、従業員一人ひとりが当社の文化を理解・実践し、挑戦し続けることが可能な組織・文化を形成することが必要不可欠であると考えております。人材育成方針と社内環境整備方針に基づき、優秀な人材の確保と育成を進めるとともに、多様な人材が活躍できる組織づくりや環境整備に取り組んでまいります。

#### ⑥ 脱炭素社会への貢献による持続的成長の実現

当社グループが創業以来の理念を実現する上で、生活者が生涯を通じて自身の医療・健康情報を把握でき、それらの情報をもとに自分で医療・健康分野のサービスを選択できる社会の実現と、脱炭素社会への貢献を重要課題として掲げております。自社及びサプライチェーン上のGHG排出量削減の推進を通じて持続可能な社会の実現に貢献するとともに、ステークホルダーに選ばれ続けることで持続的な成長を実現してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

- ① 医療情報統合システムの開発、製作、販売、保守業務
- ② 各種医療データの分析、調査、コンサルティング業務
- ③ 医療機関向け経営コンサルティング業務
- ④ 各種医療データの運用及び提供サービス業務
- ⑤ ポータルサイトの企画、設計、開発、運営
- ⑥ 医療費決済サービス業務
- ⑦ 医療分野に特化した会員型医療動画配信サービス
- ⑧ 治験施設支援機関業務
- ⑨ 健診システムなどソフトウェアの開発・販売
- ⑩ 新規治療、医療サービスの開発

#### (6) 主要な営業所（2024年12月31日現在）

##### ① 当社の主要な営業所

本 社	東京都千代田区神田美土代町7番地
九 州 支 店	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目3番3号

##### ② 子会社の主要な営業所

C A D A 株 式 会 社	本 社	東京都千代田区内神田一丁目14番10号
株 式 会 社 D o c t o r b o o k	本 社	東京都渋谷区恵比寿二丁目36番13号
メ デ ィ カ ル ド メ イ ン 株 式 会 社	本 社	東京都千代田区内神田一丁目13番1号
株 式 会 社 A I R B I O S	本 社	東京都品川区東五反田二丁目3番3号

(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
315名	53名増	38.5歳	6.1年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。また、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。  
2. 当社グループは医療データネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。  
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて53名増加しましたのは、事業拡大のため人員採用を積極的に行ったためであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258名	67名増	39.7歳	6.7年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。また、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。  
2. 使用人数が前事業年度末と比べて67名増加しましたのは、主に事業拡大のため人員採用を積極的に行ったためであります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 119,673,600 株
- (2) 発行済株式の総数 40,027,526 株
- (3) 株主数 16,539 名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
S B I ホールディングス株式会社	14,507,214 株	38.32%
株式会社メディパルホールディングス	3,212,600	8.48
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,684,300	7.09
鈴木 隆啓	1,110,000	2.93
岩崎 博之	800,600	2.11
シミックホールディングス株式会社	610,000	1.61
棚岡 滋	540,800	1.42
SCBHK AC LIECHTENSTEINISCHE LANDESBANK AG	300,000	0.79
日本証券金融株式会社	259,200	0.68
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	249,900	0.66

(注) 1. 当社は、自己株式 2,170,748 株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

決議年月日	2023年3月13日	2024年3月11日
付与対象者の区分及び人数（名） (注) 1	当社取締役 4 当社従業員 106	当社取締役 4 当社執行役員 6
新株予約権の数（個）	3,959	1,400
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	395,900	140,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	901	901
新株予約権の行使期間	自 2025年4月1日 至 2033年4月27日	自 2026年4月1日 至 2034年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（円）	910	912
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3	(注) 3

- (注) 1. 付与対象者の区分及び人数は、付与時の区分人数であります。  
2. 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。  
3. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩崎博之	株式会社 Doctorbook 取締役 株式会社 AIR BIOS 取締役 株式会社センシング取締役
専務取締役	浅見修二	ユーザサポート本部長
取締役	柳澤卓二	事業企画本部長（兼）社長室長（兼）WEBマーケティング室長
取締役	中村正樹	メディカルドメイン株式会社代表取締役社長
取締役	香月壯一	株式会社ココルポート社外取締役
取締役	中村隆夫	和田倉門法律事務所パートナー弁護士 株式会社松屋社外取締役（監査等委員） 株式会社 Lightblue 社外取締役
取締役	野尻紀代美	有限会社ウエストフィールド・コンサルティング代表取締役、産業医、労働衛生コンサルタント
常勤監査役	高木政秋	
監査役	松本保範	松本保範公認会計士事務所公認会計士 明星監査法人代表社員
監査役	中川治	東光監査法人代表社員 税理士法人 NY Accounting Partners 統括代表社員 株式会社アクセスグループ・ホールディングス社外監査役
監査役	濱田清仁	よつば総合会計事務所パートナー ナイス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役香月壯一氏、取締役中村隆夫氏及び取締役野尻紀代美氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役高木政秋氏、監査役松本保範氏及び監査役濱田清仁氏は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役高木政秋氏、監査役松本保範氏、監査役中川治氏及び監査役濱田清仁氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 当社は、取締役香月壯一氏、取締役中村隆夫氏、取締役野尻紀代美氏、常勤監査役高木政秋氏、監査役松本保範氏及び監査役濱田清仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に独立役員届出書を提出しております。  
5. 常勤監査役五十嵐敦氏は、2024年3月27日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。  
6. 取締役野尻紀代美氏は本総会終結の時をもって任期満了となり退任の予定であります。  
7. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、香月壯一氏、中村隆夫氏、野尻紀代美氏、高木政秋氏、松本保範氏、中川治氏及び濱田清仁氏との間で当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
8. 当事業年度中の担当及び重要な兼職の異動  
(1) 代表取締役社長岩崎博之氏は、2024年7月1日付で株式会社システムビィ・アルファが当社に吸収合併されたことに伴い、取締役を退任いたしました。  
(2) 取締役柳澤卓二氏は、2024年3月11日付で事業企画本部長（兼）社長室長（兼）WEBマーケティング室長に就任いたしました。  
(3) 取締役中村正樹氏は、EBM本部、データネットワーク企画本部の担当役員であります。  
(4) 取締役中村隆夫氏は、2024年3月22日付でバリューコマース株式会社社外取締役（監査等委員）を任期満了により退任し、2024年5月31日付で株式会社Lightblue社外取締役に就任いたしました。  
(5) 取締役野尻紀代美氏は、2024年4月30日付で新橋美容クリニックを退職、2024年9月30日付で東上野医院を退職いたしました。  
(6) 常勤監査役高木政秋氏は、2024年9月17日付でjinjer株式会社社外監査役を辞任により退任いたしました。  
(7) 監査役中川治氏は、2024年6月27日付でプレス工業株式会社社外取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2021年2月8日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しましては、あらかじめ決議する内容について、指名・報酬・評価委員会が審議を行った上で、助言及び提言を行っております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成されております。

取締役の固定報酬及び業績連動報酬の合計の報酬限度額は、2004年2月25日開催の臨時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名。）です。

取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は、2018年3月27日開催の第15期定期株主総会において、年額1億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

取締役の報酬（固定報酬、業績連動報酬、株式報酬）の額は、全て、指名・報酬・評価委員会の審議、助言及び提言を踏まえ、取締役会で決定しております。

各取締役への配分は、取締役会決議に基づき、代表取締役社長岩崎博之に委任しております。委任した理由は、代表取締役社長は当社業務全体を総括し、各個人ごとの業務内容にも精通しており、最も適任であると考えられるためです。代表取締役社長は、指名・報酬・評価委員会の審議、助言及び提言を踏まえ、各取締役への支給額を決定しております。

監査役の報酬限度額は、2004年2月25日開催の臨時株主総会において、年額8千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。監査役の報酬は、固定報酬のみとし、その額は、監査役会における監査役の協議により決定しております。

なお、当社の「取締役報酬の基本方針」、「取締役報酬制度概要」及び「指名・報酬・評価委員会の状況」は、以下のとおりであります。

#### a. 取締役報酬の基本方針

1. 企業理念を実現するための報酬とする。
2. 業績及び中長期的な企業価値向上を目的とした報酬とする。
3. 従業員及び株主と価値を共有する報酬とする。
4. 各役員の役割及び職責に相応しい水準とする。
5. 指名・報酬・評価委員会の審議を経ることで、客観性、透明性を確保する。

#### b. 取締役報酬制度概要

##### <報酬構成>

- ・取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成する。
- ・社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成する。

##### <固定報酬>

- ・報酬限度額は、年額2億円以内とする。
- ・事業年度毎の事業計画に基づき、取締役、従業員、株主に対する還元のバランスを考慮し、報酬総額を決定する。
- ・外部専門機関の調査に基づく他社水準を考慮し役割に応じて決定する。
- ・業績貢献度及び目標達成状況を考慮し、各取締役への配分を決定する。

<業績連動報酬>

- ・報酬限度額は、年額 2 億円から固定報酬の総額を控除した額以内とする。
- ・支給対象は、社外取締役を除く取締役とする。
- ・事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（KPI）を設定し、その達成度合いに応じて報酬総額を決定し、毎年一定の時期に賞与として支給する。
- ・業績指標（KPI）及び報酬総額の算出方法は、事業年度毎に設定し、適宜、環境の変化等に応じて、指名・報酬・評価委員会の答申を踏まえた見直しを行う。
- ・2024 年 12 月期 業績指標（KPI）及び報酬総額の算出方法：2024 年 12 月期連結経常利益が 20 億円を超過した場合、その超過額の 15%相当を報酬総額とする。
- ・業績貢献度及び目標達成状況を考慮し、各取締役への配分を決定する。

<株式報酬（譲渡制限付株式報酬）>

- ・各取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるための株式保有促進を目的とする。
- ・報酬限度額は、年額 1 億円以内とする。
- ・支給対象は、社外取締役を除く取締役とする。
- ・中長期的な業績向上に対する意識を高めるため、中期事業計画に基づき報酬総額を決定し、譲渡制限付株式報酬として支給する。
- ・業績貢献度及び目標達成状況を考慮し、各取締役への配分を決定する。

<報酬ガバナンス>

- ・全ての取締役報酬は、指名・報酬・評価委員会の審議、助言及び提言を踏まえ決定する。

c. 指名・報酬・評価委員会の状況

当社の指名・報酬・評価委員会は、独立社外取締役を中心に 3 名以上で構成し、委員長は独立社外取締役より選任することとしております。取締役の指名、評価、報酬等に関して審議を行った上で、代表取締役社長に助言及び提言を行っております。

当事業年度において、社外取締役 3 名（うち独立役員 3 名、委員長は独立役員）を委員として 2 回開催されております。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が決定方針に沿うものであると判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬・評価委員会からの助言及び提言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる役員の員数
		基本報酬	業績運動報酬等	非報酬	金銭等	
取締役 (うち社外取締役)	156,622千円 (12,985)	156,622千円 (12,985)	-千円 (-)	-千円 (-)	-	7名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	23,870 (19,408)	23,870 (19,408)	- (-)	- (-)	-	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	180,492 (32,393)	180,492 (32,393)	- (-)	- (-)	-	12 (7)

- (注) 1. 上記には、2024年3月27日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 当事業年度の業績運動報酬にかかる業績指標及び報酬総額の算出方法は、2024年12月期連結経常利益が20億円を超過した場合、その超過額の15%相当としております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役の香月壯一氏は、株式会社ココルポート社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
  - ・社外取締役の中村隆夫氏は、和田倉門法律事務所パートナー弁護士、株式会社松屋社外取締役（監査等委員）及び株式会社Lightblue社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。
  - ・社外取締役の野尻紀代美氏は、有限会社ウエストフィールド・コンサルティング代表取締役、産業医、労働衛生コンサルタントであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
  - ・社外監査役の松本保範氏は、松本保範公認会計士事務所公認会計士及び明星監査法人代表社員であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。
  - ・社外監査役の濱田清仁氏はよつば総合会計事務所パートナー及びナイス株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 香月 壮一	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうち 14 回に出席いたしました。出席した取締役会において、長年にわたるサービス業界での企業経営を通じて培った高い見識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。また、指名・報酬・評価委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会 2 回のうち 2 回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
取締役 中村 隆夫	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうち 13 回に出席いたしました。出席した取締役会において、代表取締役としての企業経営を通じて培った豊富な経験と弁護士としての高い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、指名・報酬・評価委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会 2 回のうち 2 回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
取締役 野尻 紀代美	2024 年 3 月 27 日就任以降、当事業年度に開催された取締役会 11 回のうち 5 回に出席いたしました。出席した取締役会において、医師としての高い見識と専門性、代表取締役としての企業経営を通じて培った豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。また、指名・報酬・評価委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会 2 回のうち 2 回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
常勤監査役 高木 政秋	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうち 14 回、監査役会 13 回のうち 13 回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての豊富な経験と人材サービス会社での常勤監査役としての実績と見識に基づき、適宜発言を行っております。また、適宜代表取締役との意見交換を実施しております。
監査役 松本 保範	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうち 14 回、監査役会 13 回のうち 13 回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と、財務・会計及び会社の監査業務に関する高度な知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 濱田 清仁	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうち 13 回、監査役会 13 回のうち 12 回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第 370 条及び定款に基づき、取締役会決議があつたものとみなす書面決議が 5 回ありました。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1 年毎に契約更新しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬の算定根拠及び決定のプロセス等の客觀性・合理性について必要な検証を行いました。さらに過去の報酬実績等と比較し、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人は、法令及び定款、当社グループが定める「経営理念」「企業倫理」を遵守し、高い倫理観をもって行動する。
- (2) 内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける定款及び社内規程違反、法令違反、会社の行動違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。通報者が通報等をしたことを理由として、通報者に対して解雇、その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- (3) 内部監査部署は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認する。
- (4) 反社会的勢力の排除については、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては、当社グループを挙げて毅然とした態度で対応し、これと一切の関係を遮断する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社グループの取締役は、その職務の執行にかかる文書その他の情報については、法令の定めによるほか、社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理をするとともに、監査役等の閲覧要請に備える。
- (2) 情報セキュリティ管理についての規程を策定し、適切な情報セキュリティレベルを確立・維持する。
- (3) 情報システム管理についての規程を策定し、情報システムを安全に管理・維持する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- (2) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、統制委員会にて十分な審議を行い、特に重要なものについては取締役会にて報告する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、毎月1回の定期取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
- (2) 各部門においては、「職務分掌規程」及び「職務権限基準表」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社子会社を当社の一部署と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
- (2) 監査役及び内部監査責任者は、当社グループの取締役及び使用人の職務執行状況の監査、指導を行う。

### 6. 監査役の職務を補助すべき使用者に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用者を配置する。また、当該使用者が、監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、当社グループの事業及び内部統制、業務の執行状況等の報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。
  - (2) 当社グループの取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
  - (3) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
8. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、当社グループの重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
  - (2) 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、他の取締役及び内部監査責任者とも適宜に意見交換を行う。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため「財務報告の基本方針」を定め、財務報告にかかる内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じることとする。
- 上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。
1. 内部統制システム全般について
- 当社グループの内部統制システム全般を当社のリスク・コンプライアンス担当部門が整備し、それをもとに内部監査担当部門が運用状況をモニタリングし課題の洗出しと改善を進めました。また、内部監査担当部門にて金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」も実施しております。
2. リスク管理・コンプライアンス体制について
- (1) リスク管理について
  - リスク・コンプライアンス委員会は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクの抽出・評価を行い、経営上のリスクの存在の早期発見及び対応方針の検討につとめました。
  - (2) コンプライアンス体制について
  - リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループにおけるコンプライアンスの重要性を役職員に発信し、当社グループのコンプライアンスに関する課題の把握及びその対応策の立案につとめました。また、当社グループの役職員に対する入社時のコンプライアンス研修に加え、管理職向けの研修を適宜開催いたしました。
  - (3) 統制委員会による報告について
  - 統制委員会は、リスク・コンプライアンス委員会及びJ-SOX委員会が、適正に運用されていることを管理監督し、その結果を取締役会へ報告いたしました。

### 3. 反社会的勢力排除について

全ての新規取引先との取引開始時に反社会的勢力との取引を排除するための調査を実施し、契約書等に反社会的勢力排除に関する規定を盛り込む等の運用を継続して行いました。

### 4. 子会社経営管理について

当社の経営企画担当部門が毎月開催される子会社の取締役会に全回出席し、子会社取締役の職務執行の監督を実施いたしました。また管理担当部門は、月次で数値目標の管理を実施するとともに、毎月開催している取締役会において、事業戦略の進捗及び予算の進捗の把握につとめました。

### 5. 取締役の職務執行について

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定時取締役会を月1回開催し、さらに適宜臨時取締役会を開催いたしました。

定時取締役会では、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行いました。

### 6. 監査役について

監査役は、監査役会において策定した監査計画に基づいて、当社グループの業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施いたしました。また、取締役会、その他重要な会議に出席し意見を述べたほか、取締役及び執行役員からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じて監査を行いました。監査役は監査役会及び会計監査人との打合せ並びに内部監査担当部門との打合せを適宜実施いたしました。

### 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけております。

配当につきましては、連結配当性向 20%以上程度を目途に、長期安定的な配当を行っていくことを基本方針としています。

また、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を通じた株主利益の向上及び機動的な資本政策の遂行のために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は損失となりましたが、現在の当社の財務状況や来期以降の業績見通しを含め総合的に勘案した結果、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき6円50銭を予定しております。

## 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,620,997	流動負債	1,265,919
現金及び預金	982,654	買掛金	206,396
売掛金	957,907	未払金	294,625
契約資産	47,784	未払費用	8,644
原材料	9,844	未払法人税等	11,064
前払費用	328,515	契約負債	707,587
その他の	301,942	預り金	31,701
貸倒引当金	△7,653	資産除去債務	778
固定資産	1,860,766	その他の	5,121
有形固定資産	154,420	固定負債	131,308
建物附属設備	65,367	資産除去債務	123,640
工具、器具及び備品	89,052	その他の	7,668
無形固定資産	64,460	負債合計	1,397,227
ソフトウエア	247	(純資産の部)	
のれん	64,213	株主資本	3,079,226
投資その他の資産	1,641,886	資本金	992,661
投資有価証券	438,348	資本剰余金	1,577,381
関係会社株式	288,944	資本準備金	250,000
関係会社長期貸付金	313,500	その他資本剰余金	1,327,381
長期前払費用	286,191	利益剰余金	3,003,727
繰延税金資産	382,174	その他利益剰余金	3,003,727
その他の	255,509	繰越利益剰余金	3,003,727
貸倒引当金	△51,375	自己株式	△2,494,545
関係会社貸倒引当金	△271,407	評価・換算差額等	390
資産合計	4,481,764	その他有価証券評価差額金	390
		新株予約権	4,920
		純資産合計	3,084,536
		負債純資産合計	4,481,764

**損 益 計 算 書**

(自 2024年1月1日)

(至 2024年12月31日)

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		5,215,306
売上原価		1,360,790
売上総利益		3,854,516
販売費及び一般管理費		3,673,038
営業利益		181,477
営業外収益		
受取利息	1,695	
受取配当金	562	
業務受託料	952	
貸倒引当金戻入額	684	
その他の	563	4,458
営業外費用		
支払手数料	905	
消費税差額	50	
その他の	350	1,306
経常利益		184,630
特別利益		
新株予約権戻入益	110	110
特別損失		
固定資産除却損	4,985	
投資有価証券評価損	127,669	
関係会社株式評価損	551,749	
関係会社貸倒引当金繰入額	175,820	
抱合せ株式消滅差損	81,354	941,580
税引前当期純損失		756,840
法人税、住民税及び事業税	123,521	
法人税等調整額	△57,966	65,554
当期純損失		822,394

**株主資本等変動計算書**

(自 2024年1月1日)

(至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	その他の資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 合計	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	992,661	250,000	1,327,381	1,577,381	4,074,402	4,074,402	△2,341,975	4,302,469	
当 期 変 動 額									
剩 余 金 の 配 当					△248,279	△248,279		△248,279	
当 期 純 損 失					△822,394	△822,394		△822,394	
自 己 株 式 の 取 得							△152,569	△152,569	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△1,070,674	△1,070,674	△152,569	△1,223,243	
当 期 末 残 高	992,661	250,000	1,327,381	1,577,381	3,003,727	3,003,727	△2,494,545	3,079,226	

	評価・換算差額等		新株予約権	純合資産計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△37,323	△37,323	3,491	4,268,637
当期変動額				
剰余金の当配				△248,279
当期純損失				△822,394
自己株式の取得				△152,569
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	37,713	37,713	1,429	39,143
当期変動額合計	37,713	37,713	1,429	△1,184,100
当期末残高	390	390	4,920	3,084,536

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として、3年間の均等償却を採用しております。

##### ② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれん

10年間の定額法により償却しております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### イ. データネットワークサービス

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

データネットワークサービスは、情報の発生元の一つである医療機関に経営支援システムを提供すると同時に、医療機関及び患者から二次利用の許諾・同意を得たうえで医療・健康情報を収集・蓄積するもので、主にパッケージソフトの販売、及び当該ソフトに関する保守サービスであります。

パッケージソフトの販売においては、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っており、当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得すると判断し、収益を認識しております。

保守サービスにおいては、顧客との保守契約に基づいて契約期間にわたり保守サービスを提供する履行義務を負っており、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引として、履行義務の充足の進捗度（時の経過）

に応じて収益を認識しております。

#### 四. データ利活用サービス

データ利活用サービスは、当社グループがデータネットワークサービスを通じて収集・蓄積した大規模診療データベースを中心とする医療・健康情報を活用したサービスで、主に、各種分析データ提供などを行っており、顧客と締結した契約内容に従いデータを納品するものと、当社ウェブサービスへのアクセス権の付与に大別されます。

データを納品するものは、顧客との契約におけるデータ納品に係る履行義務に応じて、契約期間にわたって収益として均等に計上、またはデータ納品ごとに顧客が検収した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得すると判断し、収益を認識しております。

当社ウェブサービスへのアクセス権を付与するものは、顧客との契約に基づいて契約期間にわたりサービスを提供する履行義務を負っており、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引として、履行義務の充足の進捗度（時の経過）に応じて収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 382,174 千円

#### (2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積りを行っています。課税所得の見積りに当たっては外部経営環境等の外部要因及び当社の予算等の内部要因など一定の仮定に基づいて見積りを行っています。

#### (3)翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などにより影響を受ける可能性があり、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 投資有価証券の評価

#### (1)当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 438,348 千円

投資有価証券評価損 127,669 千円

#### (2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

投資有価証券のうち市場価格のない株式等として 363,161 千円計上しております。主に既存事業とのシナジーの創出や事業領域の拡大を目的として投資した株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としています。当該株式の発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き減損処理を行います。なお取得時点において投資先企業の超過収益力等を反映して 1 株当たりの純資産を基礎とした金額に比べて高い価額で取得した株式等については、当初見込んだ超過収益力等が減少していないかどうかを検討したうえで、それを考慮した実質価額により減損処理の要否を判断しています。超過収益力等の減少の有無の判断評価にあたっては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握とともに、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画の実現可能性を評価しています。

#### (3)翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、投資先の実績等が投資時の計画を下回った場合などは、超過収益力が棄損したと判断され、減損処理を行い、翌事業年度の計算書類において投資有価証券評価損の認識が必要となる可能性があります。

### 3. 会計上の見積りの変更に関する注記

#### 資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額 38,145 千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益及び経常利益は 27,991 千円減少し、税引前当期純損失は 27,991 千円増加しました。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	503,603 千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務	
① 短期金銭債権	7,287 千円
② 短期金銭債務	21,429 千円

### 5. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	198,708 千円
売上高	2,016 千円
売上原価	90,351 千円
販売費及び一般管理費	106,340 千円
② 営業取引以外の取引による取引高	2,405 千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	2,170,748 株

### 7. 税効果会計に関する注記

#### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	318,433 千円
関係会社株式評価損	316,261
貸倒引当金	101,196
売上高加算調整差異	71,043
投資有価証券評価損	52,922
資産除去債務	38,103
未払費用	6,945
未払事業所税	1,568
棚卸資産	444
繰延税金資産小計	906,918
評価性引当額	△508,974
繰延税金資産合計	397,943
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△11,152
未収事業税	△4,444
その他有価証券評価差額金	△172
繰延税金負債合計	△15,769
繰延税金資産の純額	382,174

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社AIR BIOS	(所有) 直接 76.9	役員の兼任	資金の貸付 (注1・2)  受取利息 (注1)	21,000  1,166	関係会社 長期貸付金  流動資産 (その他)	153,000  1,601
関連会社	株式会社センシング	(所有) 直接 38.0	役員の兼任 資本業務 提携 業務委託	資金の貸付 (注1・3)	120,500	関係会社 長期貸付金	120,500

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 当該子会社への貸付金に対し、150,907千円の関係会社貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において55,320千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注3) 当該関連会社への貸付金に対し、120,500千円の関係会社貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において120,500千円の関係会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 81円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 21円55銭 |

### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 12. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月10日

メディカル・データ・ビジョン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ	
東京事務所	
指定有限責任社員	公認会計士 小出啓二
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 竹田裕
業務執行社員	

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メディカル・データ・ビジョン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するためには必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月10日

メディカル・データ・ビジョン株式会社	監査役会
常勤監査役（社外監査役）	高木 政秋 印
監査役（社外監査役）	松本 保範 印
監査役	中川 治 印
監査役（社外監査役）	濱田 清仁 印

以上